

令和元年10月から雨竜町保育園の保育料が無償になります



国における子ども・子育て支援法の改正と雨竜町が独自に実施する雨竜町子育て支援保育料無償化事業の開始により、令和元年10月分から保育料の保護者実負担額がゼロ円となりますのでお知らせします。

【現行（月額）】

[1人目]		保育料支払額	保育料助成金額	実負担額
3歳以上	課税世帯	15,000 円	7,500 円	7,500 円
//	非課税世帯	6,000 円	3,000 円	3,000 円
3歳未満	課税世帯	17,000 円	8,500 円	8,500 円
//	非課税世帯	9,000 円	4,500 円	4,500 円
[2人目]～半額				
3歳以上	課税世帯	7,500 円	2,500 円	5,000 円
//	非課税世帯	3,000 円	1,000 円	2,000 円
3歳未満	課税世帯	8,500 円	8,500 円	0 円
//	非課税世帯	4,500 円	4,500 円	0 円
[3人目以降]				
[生活保護世帯]				
[ひとり親世帯又は在宅障害児（者）のいる世帯で市町村民税非課税世帯]				

【令和元年10月からの保育料（月額）】

実負担額

すべての園児が無償化になります。

（注※）

0 円

※ 年齢区分は、4月1日時点の年齢に基づいて、年度ごとに保育料を決定します。年度中に誕生日を迎え、年齢が上がっても保育料算定の基準となる年齢は変わりません。

※ 町外在住保護者及び町外在住で保護者の一方が町内の事業所等に就業している場合の保育費用は、別途定めますので雨竜町保育園（Tel0125-77-2277）へお問い合わせください。

※ 運営費（年額12,000円）、延長保育料（月額3,000円）の改定はありません。

今までどおり、別途負担となります。